

連合自治会について

1. 連合自治会のしくみ

- ◆青葉区は15の地区(行政地区)に分かれ、それぞれに連合自治会があります。

中里地区	中里北部地区	市ヶ尾地区	上谷本地区	谷本地区	15の連合自治会
恩田地区	青葉台地区	奈良地区	奈良北団地地区		
山内地区	荏田地区	新荏田地区	すすき野地区		
美しが丘地区		荏田西地区			

- ◆毎月1回、15地区の連合自治会長と地域行政の主要担当者によって連合自治会長会(=連長会)が開催されます。(区役所)

〈出席者〉15地区の連合自治会長(行政)区長・副区長(総務部長兼務)・総務課長
区政推進課長・地域振興課長・資源化推進担当課長(資源循環局青葉事務所長)
学校支援連携担当課長・福祉保健センター長・センター担当部長
警察署長・消防署長・土木事務所長・水道局所長・区社会福祉協議会事務局長など

連合自治会は、単位自治会のエリアを超えた、「まち」全体の問題を取り組みます。
また、広域的な行政課題の解決を行政に要請し、行政から住民への連絡や情報・
依頼事項の伝達を行います。

2. 美しが丘連合自治会では・・・

- ◆美しが丘連合自治会は、美しが丘1~3丁目地域の23自治会で組織されています。

- ◆毎月1回の月例会(8月12月を除く)は、

- ① 単位自治会長(23自治会) ② 行政委嘱団体地区代表者(5団体)
③ PTA代表者(3校/美小・美東小・美中) ④ 連合自治会役員

によって構成され、「まち」の情報を共有し、地域の問題について情報交換、協議を行うとともに、連長会の伝達事項が報告されます。

美しが丘連合自治会は、23の単位自治会をつなぎ、安全で安心な「まち」づくりをめざして、防犯、防災をはじめ環境、保健、リクレーションなどさまざまな活動に取り組んでいます。